

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月4日提出

戸田市長 神 保 国 男

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

庁舎敷地内において発生した車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

1 損害賠償の額                      131,194円

2 損害賠償の相手方

住 所        (略)

氏 名        (略)

3 事故の概要

平成26年12月5日（金）午後0時10分頃、車両で戸田市役所庁舎西側スロープから庁舎2階正面玄関前車寄せスペースに進入した際、地面にバンパーが接触したものである。

平成26年12月17日

戸田市長 神 保 国 男